

# 連絡会ニュース

子どもと教育・くらしを守る広島県立学校教職員連絡会

No.1332 2025/05/01 (THU)

発行 広島高校連絡会事務局

Email [renraku-kuko@mx6.tiki.ne.jp](mailto:renraku-kuko@mx6.tiki.ne.jp)

HP <http://ww6.tiki.ne.jp/~renraku-kuko/>

携帯 090-1180-7644 (村井義幸)

090-9738-8264 (望月照巳)



## 国会の「給特法改正案」審議で

特別支援教育にか  
かわる教職員の

## 「給料の調整額」の削減がねらわれている!



～「メリハリある教員給与体系」のための「給料の調整額」削減は許されない!～

※ 全教障教部ニュースより転載しました。

4月10日の衆議院本会議を皮切りに、いよいよ給特法改正案の審議が始まる見込みです。文科省は、現在、平均1.5%支給されている義務持手当を一律0.5%引き下げることにより、学級担任等の体面配分などの「処遇改善」の原資の一部にあてること、義務持手当の学級担任への加算について、特別支援学校および特別支援学級の担任は対象とはしないこと、さらに、2026年度以降、特別支援教育にかかわる「給料の調整額」の削減を検討していることを明らかにしました。

この「給特法改正案」では、教職員の長時間労働解消の施策がないばかりか、1956年から障害のある子どもたちの教育に携わっている職員に支給されている「給料の調整額」（「教職調整額」のことではありません）の削減がねらわれており、大幅な「改悪」につながるといえます。

## 「給料の調整額」の削減案を撤回させましょう!

### 1. 「給料の調整額」とは

「給料の調整額」は、特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室担当の教員などの他にも、作業療法職員や福祉施設職員、特殊車両運転手など「職務の複雑、困難若しくは責任の度合又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件」が著しく特殊な職員に支給されているものです。これは給料の一部であり、「教職調整額」やボーナスにはねかえるだけでなく、退職金や年金算定の基礎になります。

### 2. 「給料の調整額」の始まりと主旨

1956年(昭和31年)から「心身の障害を持つ児童・生徒の教育をつかさどる、勤務の特殊性を考慮」して支給。当時は本給の4%でした。

### 3. 2007年頃 2013年頃の中教審の議論、「行政改革」の名のもとに削減されてきた

2007年、2013年当時「行革」の名のもと攻撃され、全国各地で削減反対の闘いを展開しましたが、全廃や削減が強行され、今は給与額に関係なく一律の定額を対象者に支給している自治体が多いのが現状です(本給)。

### 4. 「給特法改正案」で「給料の調整額」の削減が検討されてることが明らかに!

中教審「質の高い教師の確保特別部会」においても、通常学級にも障害のある子どもたちが在籍していることから、特別支援教育関連の教職員にのみの支給は不均等という理由で、この「給料の調整額」の見直しについて言及されてきました。

### 5. 障害の重度化・多様化で求められる専門性は高まるばかり。「給料の調整額」を削減する合理的理由はない!

特別支援学校では、教職員の腰痛・頸肩腕障害、妊娠障害などの罹患が多く発生し、「職務の複雑、責任、勤務の強度、

勤務環境」などの著しい困難を示す事例に事欠きません。

特別支援学級においても、全国的に障害の重度・重複化、多様化がすすみ、障害種別も年齢も発達段階も異なる最大8名の子どもの指導をたった一人の担任の努力に求めている学校は急増しています。通級指導担当は、年々増える子どもたちの指導に、放課後まで指導時間にあてているほど過酷な労働環境です。

さらに国の「特別支援教育」により、通常学級に在籍する様々なニーズを持つ子どもたちへの指導、援助などが、定数配置のないまま特別支援学校の責務とされ（学校教育法74条）たために、特別支援学校の教員定数を削って（本来子どもたちの担任となる教員を減らして）コーディネーターを配置し、地域支援や小・中学校・高校などの特別支援教育の支援をおこない、特別支援教育のセンター的機能を担っています。

医ケアの子どもたちも増え、障害の重度・重複化の中で教職員に求められる専門性は一層増大し、子どものいのちの安全に関わるなど、職務は重くなってきています。「給料の調整額」を削減する合理的理由はありません。「不均衡」をいっているのであれば、通常学級で障害のある子どもたちの指導にあたっている教員にも同様に「給料の調整額」の名目のまま支給することが、整合性ある対応といえます。



## 6.「学級担任手当」においても、特別支援学校と特別支援学級の担任には支給しないという

### きわめて差別的な処遇がおこなわれようとしています！

さらに義務特手当の学級担任への加算について月3,000円程度が想定されていますが、この学級担任手当においても、特別支援学校および特別支援学級の担任は対象にしないというのが「給特法改正案」の立場です。このように職場を分断する「学級担任手当」等の傾斜配分導入には反対します！

私たちは「主務教諭」という「新たな職」を創設しないこと、義務教育等教員特別手当の学級担任など一部の教員への傾斜配分はしないこと、「給料の調整額」を削減しないことを求めます。

### <私たちの要求>

「国の責任による小・中学校、高校での35人以下学級実現」「義務標準法、高校標準法改正による教職員的大幅増員」「特別支援学校の教室不足の解消による教育・労働環境の改善」です。

■教育研究者が呼びかけている「教員の『働かせ放題』『やりがい搾取』を解決しない、政府案の給特法“改正”案に私たちは反対します！」オンライン署名に緊急にとりくみます。

\*オンライン署名は4月14日（月）の週の前半に提出の予定です。

\*4月11日集約を目標に、とりくみを広げましょう。

**緊急署名で私たちの願いを国会へ!**

教員の「働かせ放題」「やりがい搾取」を解決しない、政府案の給特法“改正”案に私たちは反対します!

- 1 給特法そのものを見直し、教員に残業代を支払うよう改めてください
- 2 子どものためにならない「新たな職」の法制化は見送ってください
- 3 教員を増やすことをまじめに考えてください

呼びかけ人

本田由紀(東京大学教授)	高橋智(大阪大学准教授)	西村祐二(岐阜県立高校教諭)
完美川孝一郎(法政大学教授)	池布佐和子(早稲田大学名誉教授)	工藤祥子(神奈川造形芸術を 考える家族の会)
小玉重夫(東京大学名誉教授)	内田良(名古屋大学教授)	
清水陽典(日本女子大学教授)	鈴木大裕(土佐町議会議員)	
小国直弘(東京大学教授)	鶴崎聖(村医士)	

ご協力ください

QRコード

【お詫びと削除】先週号の『5月3日、78回目の憲法記念日～憲法を前へ～』の投稿文中の『湯川秀樹は日本学術会議初代の副会長です』は誤りです。削除してお詫びします。自分の半端な知識を恥じるのみです。ただ元学術会議会長で京都大学の山極壽一氏は「日本学術会議は発足当初から湯川と共に歩いてきた」と記しています。 (本間 英次)



▼グーグルの広告代金制度は、「閲覧回数に比例して請求がある」という事で、これまでのマスコミ一般の広告システムとは明らかに異なり、合理的だと広告主に受け入れられている▼と知ったのは、およそ10年ほど昔の話。更に自分の検索した内容に応じて、同じジャンル、同じ内容が表示されるシステムは、一瞬「便利だなあ」と思ったが、斉藤幸平氏（「人新世の『資本論』がベストセラー」が、「自分の好みまで『これが好きでしよう』と押し付けられるのって嫌じゃないですか」。との発言をきいて、「確かに」と納得した次第▼

こうして、SNS上では、いかに「アクセス数」を稼ぐかが、最大の目標になってしまった。その世界の中で、斎藤元彦兵庫県知事や、元安芸高田町市長の石丸伸二、そして立花孝志の系列。明らかにアクセス数第一主義だけの価値観で生きている人格である▼それを支える数10万人のネット民がいて短文の低俗な非難や攻撃を繰り返している▼けれども、このツールには影だけでなく光の可能性があると共産党は主張しており、その可能性を切り拓けと主張している▼まず、手始めにユーチューブで共産党を検索だ。

2025/05/01